

## 西ドイツの保障の価格

### 1976年までの租税と保険料負担

租税および社会保険料負担による被用者の負担はほとんど絶え間なく増大している。最近の連邦政府の社会報告によると、1975年における国民総生産に対する社会給付の割合は21.5%になるものとみられている。この割合は、1960年17.5%，1965年18.6%，1970年19.9%である。

社会報告は、社会給付の増大にともない被用者の賃金・俸給からの控除額が賃金・俸給の総額より高い上昇率を示していることを指摘している。すなわち、賃金・俸給の総額に対する控除額の割合は、1950年には12.6%であったが、1969年には20.9%，1970年には22.6%になっている。連邦政府の予測によると、その割合は1975年までに約25%に上昇する見込みである。そして所得の総負担率はすでに40%台に近い。

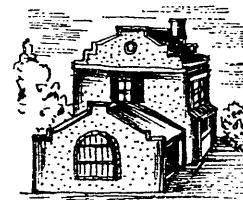


表1 保険料率と所得税率

	1970年	1975年
年 金 保 險	8.50%	9.00%
疾 病 保 險	4.10	4.15
失 業 保 險	0.65	0.65
計	13.25	13.80
所 得 税 (子どものない既婚者)	12.50	14.90
合 計	25.75	28.70

賃金・俸給に対する所得税の割合は、1950年の4.6%から1970年の11.9%へ上昇した。これに対して被用者の負担する社会保険料の割合は9%から10.7%へ上昇したにすぎない。

表2 保険料算定報酬限度額と保険料最高額

	年 金 保 險		疾 病 保 險		失 業 保 險	
	限 度 額	保 険 料	限 度 額	保 険 料	限 度 額	保 険 料
1971年	1,900	223	1,425	117	1,900	25
72	2,000	340	1,500	123	2,000	26
73	2,300	414	1,725	141	2,300	30
74	2,500	450	1,875	154	2,500	32
75	2,600	468	1,950	162	2,600	34
76	2,800	504	2,100	174	2,800	36

(注) 単位: マルク, 月額

その報酬額が疾病保険における保険料算定期限額を越えない職員は、社会報告によれば表1のような保険料率で保険料を支払うことになっている。

### 控除額（社会保険料）

インフレーション的賃金上昇にともなう保険料算定期限額の引き上げはとくに問題である。保険料算定期限額（最高）額およびそれに応じた保険料は表2のとおり引き上げられる見通しである。

したがって、1976年における社会保険料の総額（雇主負担分を含む）は最高月当たり約714マルクになる見込みである。なお、失業保険の財政状況から保険料率が現在の1.3%から2%に引き上げられる可能性もあるので、その場合にはそれは最高約734マルクになるであろう。

### 社会負担の構成

社会負担の用途別構成をみると、1970年において疾病25.4%，老齢22.3%，家族16.1%，死亡15.7%，廃疾11.0%，その他9.5%

である。これでわかるように疾病と老齢への社会負担が大きい。付加的な企業給付および租税軽減を含む社会負担総額は1970年において1,587億マルクである。また、5年後の1975年にはそれは2,347億マルクになる見込みである。

Der Preis der Sicherheit, *Arbeit und Sozialpolitik*, Juli 1971, S. 221～222.

（石本忠義 健保連）



### 社会保障こぼれ話

#### I S S Aの会員

ジュネーヴに本部をおいている I S S A (International Social Security Association 国際社会保障協会) は、正会員と準会員で構成されており、それらの会員による分担金で財源を調達されている。

1970年の第1半期年つまり4月から6月までの間に、7か国との社会保障に連絡をもつ各機関が、新会員として加盟を承認された。これら新会員のうち、4機関は正会員で、残りの3機関が準会員であった。これら新会員の加盟により、I S S Aは97カ国の加盟国における221の正会員と70の準会員で構成されることになった。

上に示した準会員の中に、社会保障研究所が Social Development Research Institute の名称で含まれているが、当研究所は創設後間もない頃より、I S S A本部から社会保障分野の研究活動にかんする連絡を依頼されており、度重なる親切な加盟の誘いに応じ、上記機関とともに新らしく会員として参加することになった。（平石長久 社会保障研究所）